



鳥取県公報

令和4年9月29日(木)
号外第64号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則(16) (給与課) 2

人事委員会規則

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第16号

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合)</p> <p>第1条の2 <u>条例第2条の3第2項第3号</u>の人事委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>条例第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事情がある場合</u></p> <p>(育児休業の承認の請求)</p> <p>第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、<u>条例第3条第1項第5号</u>に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月<u>(次に掲げる場合は、2週間)</u>前までに行うものとする。</p> <p>(1) <u>当該請求に係る子の出生の日から条例第3条第2項に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) <u>条例第2条の3第2項の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳半到達日以前の日である場合</u></p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、<u>任期を定めて採用された職員が条例第3条第1項第5号</u>に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。</p> <p>(育児休業の期間の延長の<u>請求手続</u>)</p> <p>第4条 <u>育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第1項第5号</u>に規</p>	<p>(子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合)</p> <p>第1条の2 <u>条例第2条の3第2項第2号</u>の人事委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(育児休業の承認の請求)</p> <p>第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、<u>条例第3条第1項第6号</u>に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、<u>非常勤職員が条例第3条第1項第6号</u>に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。</p> <p>(育児休業の期間の延長の<u>承認の請求</u>)</p> <p>第4条</p>

<p><u>定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条第2項に規定する期間内に行っている育児休業（延長後の育児休業の期間の末日が当該期間内となるものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 条例第2条の3第2項の規定に該当して行っている育児休業</u></p> <p>2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の承認の請求について準用する。</p>	<p>前条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の承認の請求について準用する。</p>
---	---

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）</u>をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p><u>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条第2項に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業</u></p> <p><u>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条第2項に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業</u></p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業をしている職員 <u>（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）</u>として在職した期間については、その2分の1の期間</p>

<p>(4)～(6) 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 (外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業(第3条第2項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間</p> <p>(3)～(10) 略</p>	<p>(4)～(6) 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 (外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である職員を除く。)として在職した期間</p> <p>(3)～(10) 略</p>
--	---

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(12)の2 職員の妻が 出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当で</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> </td> </tr> </table>	略		<p>(12)の2 職員の妻が 出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当で</p>	<p>当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(12)の2 職員の妻が 出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当で</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> </td> </tr> </table>	略		<p>(12)の2 職員の妻が 出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当で</p>	<p>当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>
略									
<p>(12)の2 職員の妻が 出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当で</p>	<p>当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>								
略									
<p>(12)の2 職員の妻が 出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当で</p>	<p>当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>								

あると認められるとき		あると認められるとき	
略		略	

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第4条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(12)の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		<p>(12)の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>	略		<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(12)の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		<p>(12)の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>	略	
略													
<p>(12)の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>												
略													
略													
<p>(12)の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>												
略													

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。